

●入院基本料に係る看護職員配置について

【2 階病棟】精神病棟入院基本料（15 対 1）

看護要員：1 日に 9 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と 5 人以上の看護補助者が勤務しております。

時間帯	受け持ち患者数
	看護職員/(看護補助者)1 人当たり
09：10～17：10	7 人以内/ (9 人以内)
17：10～09：10	23 人以内/ (30 人以内)

【5 階病棟】精神病棟入院基本料（15 対 1）

看護要員：1 日に 9 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と 2 人以上の看護補助者が勤務しております。

時間帯	受け持ち患者数
	看護職員/(看護補助者)1 人当たり
09：10～17：10	7 人以内/ (23 人以内)
17：10～09：10	23 人以内

【3 階・4 階病棟】精神療養病棟入院料

看護要員：1 日に病棟毎に 10 人以上の看護要員（看護職員・看護補助者）が勤務しており、うち 5 割以上が看護職員です。

時間帯	受け持ち患者数
	看護要員 1 人当たり
09：10～17：10	6 人以内
17：10～09：10	24 人以内

R7 年 6 月 1 日現在